

商品形態模倣行為

ユアサハラ法律特許事務所

弁護士 深井 俊至

1 商品形態模倣行為

不正競争防止法（不競法）2条1項3号（商品形態模倣行為に関する不正競争）は、不正競争の一つとして、以下の行為を規定している。

「他人の商品の形態（当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為」

不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができ（不競法3条1項）、この差止請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる（3条2項）。

また、不正競争によって営業上の利益を侵害された者は、故意又は過失により不正競争を行った者に対し、これによって生じた損害の賠償請求をすることができる (4 条本文)。

2 商品形態模倣行為に関して問題となる点

(1) 商品の形態

不競法 2 条 1 項 3 号には「商品の形態」との文言がある。2 条 4 項は、「商品の形態」を以下のとおり定義している。

「この法律において「商品の形態」とは、需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感をいう。」

商品形態模倣行為事件において、「商品の形態」として、具体的な商品の外部又は内部のどのような形状、模様、色彩、光沢又は質感を「商品の形態」とするかは難しい問題である。

(2) 模倣一依拠性及び実質的同一性

不競法 2 条 1 項 3 号には「模倣した」との文言がある。2 条 5 項は、「模倣する」を以下のとおり定義している。

「この法律において「模倣する」とは、他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいう。」

「模倣する」に該当するためには、他人の商品の形態に依拠すること (依拠性) と、他人の商品の形態と実質的に同一の形態の商品を作り出すこと (実質的同一性) の 2 つの要件を充足する必要がある。

(3) 請求主体

不競法 2 条 1 項 3 号に規定する商品形態模倣行為を理由として、当該不正競争行為の差止請求又は損害賠償請求をすることができる者は、商品化のために資金・労力を投下し、商品の開発をした者に限られると解されている。近時の判決では、大阪地裁令和 2 年 12 月 3 日判決 (令和元年 (ワ) 第 5462 号 損害賠償等請求事件) は、以下のとおり判示している。

「不競法 2 条 1 項 3 号が、他人の商品形態を模倣した商品の販売行為等を不正競争とする趣旨は、先行者の商品形態を模倣した後行者は、先行

者が商品開発に要した時間、費用及び労力等を節約できる上、商品開発に伴うリスクを回避ないし軽減することができる一方で、先行者の市場先行のメリットが著しく損なわれることにより、後行者と先行者との間に競争上著しい不公平が生じると共に、個性的な商品開発や市場開拓への意欲が阻害されることになるため、このような行為を競争上不正な行為として位置付け、先行者の開発利益を模倣者から保護することにあると解される。

そうすると、同号所定の不正競争につき差止ないし損害賠償を請求することができる者は、模倣されたとされる形態に係る商品を先行的に自ら開発・商品化して市場に置いた者に限られるというべきである。」

(4) 保護期間 (3 年)

不競法 2 条 1 項 3 号について、19 条 1 項 6 号イは、以下の行為を適用除外としている。

「日本国内において最初に販売された日から起算して三年を経過した商品について、その商品の形態を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為」

つまり、不競法 2 条 1 項 3 号に基づく商品形態の保護は、日本国内において商品が最初に販売された日から起算して 3 年間ということになる。この 3 年間の保護期間を経過した場合、不競法 2 条 1 項 3 号に規定する商品形態模倣行為を理由とする差止請求はできないことになる。なお、3 年間の保護期間中の不競法 2 条 1 項 3 号の不正競争によって発生した損害についての損害賠償請求権は、3 年間の保護期間経過によって行使できなくなるわけではない。以下に記載する東京地裁令和 3 年 9 月 3 日判決の事件において、被告各商品の譲渡等の差止及び廃棄並びに損害賠償請求中、差止及び廃棄請求の理由が不競法 2 条 1 項 1 号 (周知商品等表示に関する不正競争) のみとされたのは、不競法 2 条 1 項 3 号については 3 年間の保護期間経過が理由と考えられる。

3 判決例

商品形態模倣行為に関してしはしば問題となる「商品の形態」、「実質的同一性」及び「依拠性」が争点となった近時の幾つかの判決例を以下に記載する。

裁判所がどのような点に着目してこれらの争点を判断するかを把握する上で参考になる。

(1) 東京地裁令和3年9月3日判決(令和元年(ワ)第11673号 差止請求等請求事件)

本件は、女性用下着(「原告商品」)を販売する原告が、被告に対し、被告は、原告の商品等表示として需要者の間に広く認識されている原告商品の形態と実質的に同一の被告各商品を販売して、原告の商品と混同を生じさせ、かつ、原告商品の形態を模倣した被告各商品を販売したものであり、これらの被告の行為は、不競法2条1項1号、3号の不正競争に該当すると主張して、被告各商品の譲渡等の差止及び廃棄(被告の行為が不競法2条1項1号に該当することを理由とするもの)、並びに損害賠償を求める事案である。原告商品及び被告各商品のうち被告商品1は以下のとおりである。

左側：原告商品 右側：被告商品1



本判決は、以下のとおり判示し、原告商品と被告商品1の実質的同一性及び依拠性をいずれも認めた。(実質的同一性について)

「被告商品1の形態は、…(i) カップ部の中央に約2cmのリボンがない点(以下「相違点①」という。)及び(ii) 左右の前身頃を構成する3枚の生地のうち最下部にある生地がレース生地からなる点(以下「相違点②」という。)が原告商品と異なる…。」

「商品の形態を比較した場合、問題とされている商

品の形態に他人の商品の形態と相違する部分があるとしても、当該相違部分についての改変の内容・程度、改変の着想の難易、改変が商品全体の形態に与える効果等を総合的に判断した上で、その相違がわずかな改変に基づくものであって、商品の全体的形態に与える変化が乏しく、商品全体から見て些細な相違にとどまると評価されるときには、当該商品は他人の商品と実質的に同一の形態というべきである。」

「被告商品1は、…全体的なデザインはほぼ同一であるといえる。

被告商品1と原告商品の間には相違点①が認められるが、…原告商品のカップ部の中央に付けられたリボンはごく小さな装飾にすぎず、そのようなリボンを取り外すという改変については、その程度はわずかであり、着想することが困難であるとはいえず、商品全体の形態に与える効果もほとんどないといえる。

また、被告商品1と原告商品の間には相違点②が認められるが、…左右の前身頃を構成する3枚の生地のうち最下部にある生地が被告商品全体に占める面積はそれほど大きいものではなく、他の部分の布地と同系色であってレース生地の存在が際立つものではない上、…原告商品と被告商品1とで、ナイトブラとしての機能を成り立たせるパーツの形状及び構成は同一といってよいことからすると、相違点②は、需要者であるブラジャー又はナイトブラの購入に関心がある一般消費者に対し、原告商品よりもレース生地が比較的多いという印象を与えるにとどまるから、被告商品1の上記部分をレース生地とすることが商品全体の形態に与える効果は小さいといえる。さらに、…ブラジャーにレース生地を用いること自体ありふれた形態であり、上記部分を無地の生地からレース生地に置き換える着想が困難であるともいえない。

そうすると、相違点①及び②は、いずれもわずかな改変に基づくものであり、商品の全体的形態に与える変化は乏しく、商品全体から見て些細な相違にとどまるといえるから、被告商品1は原告商品と実質的に同一の形態であると認めるのが相当である。」(依拠性について)

「被告商品1と原告商品は実質的に同一の形態であり、…被告商品1の販売が開始された平成30年10月頃に先立つ平成28年9月12日に原告商品の販売が開始されているところ、本件全証拠によっ

ても、被告が被告商品 1 を独自に開発したことをうかがわせる事情は認められないことからすると、被告は原告商品の形態に依拠して被告商品 1 を作り出したと推認するのが相当である。」

(2) 大阪地裁令和 4 年 6 月 13 日判決 (令和 3 年 (ワ) 第 4467 号 損害賠償等請求事件)

本件は、婦人用のスプリングコート (「原告商品」) を販売する原告が、婦人用スプリングコート (「被告商品」) を販売する被告に対し、(i) 被告商品が原告商品の形態を模倣した商品であり、被告による被告商品の販売が、不競法 2 条 1 項 3 号の不正競争に該当することを理由とする損害賠償請求、及び (ii) 本件に先立つ原告と被告間の別の不正競争行為に関してされた合意に基づく違約金請求をする事案である。原告商品及び被告商品は以下のとおりである。

原告商品

〔正面 (腰ベルトあり)〕



〔背面 (腰ベルトあり)〕



被告商品

〔正面 (腰ベルトあり)〕



〔背面 (腰ベルトあり)〕



本判決は、以下のとおり判示し、原告商品と被告商品の実質的同一性及び依拠性をいずれも認めた。
(実質的同一性について)

「原告商品の形態と被告商品の形態とを対比すると、両者は、…原告商品と被告商品から受ける商品全体としての印象が共通することにより、商

品全体の形態が酷似している。

もっとも、原告商品と被告商品とは、背面上部のヨークの裾が縫い付けられているか、浮きヨークであるか…、カラーとラベルの間にノッチがあるか否か…において相違し、被告においては、生地の違い及び背の内部の切替えの有無の違いもあると主張するが、…これらの相違は、商品の全体的形態に与える変化に乏しく、商品全体からみると些細な相違にとどまる。」

「被告主張の相違点はいずれも些細なものであって、被告商品の形態は、原告商品の形態と実質的に同一であるものと認められる。」

(依拠性について)

「原告商品は、令和元年 12 月 11 日から同月 24 日にかけて原告に● (省略) ●着納品され、同月 19 日以降、日本国内の小売店の店頭やインターネット上で販売されていたものであり、被告商品は、令和 3 年 2 月 9 日に輸入され、同月 15 日から販売されたものであることが認められるから、原告と同業者である被告において、原告商品に依拠して被告商品を製作することは可能であったといえる。

また、…被告商品の商品全体の形態は原告商品と酷似し、被告商品の形態は原告商品の形態と実質的に同一である。

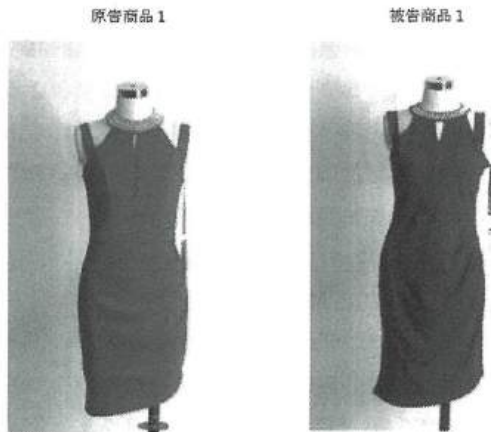
さらに、被告は、中国の製造業者の提案に対して修正を加えてデザインを完成させた旨の主張をするものの、その具体的な時期や内容について明らかにしておらず、デザインの創作過程を裏付ける証拠もない。

これらの事情を総合考慮すると、被告商品は、原告商品に依拠して作り出されたものと認められる。」

(3) 東京地裁令和 5 年 10 月 18 日判決 (令和 3 年 (ワ) 第 25324 号 損害賠償請求事件)

本件は、原告が、被告に対し、原告が製作・販売していた女性用ドレス (「原告各商品」) について、被告がそのドレスを模倣したドレス (「被告各商品」) を製作させて輸入し、自らのインターネット通信販売サイト等で販売したことが不競法 2 条 1 項 3 号の不正競争行為に当たるとして、損害賠償請求する事案である。原告各商品のうち原告商品 1、被告各商品のうち被告商品 1 は以下の

とおりである。



本判決は、以下のとおり判示し、原告商品1と被告商品1の実質的同一性及び依拠性をいずれも認めた。

(商品の形態について)

「不正競争防止法2条1項3号…によって保護される「商品の形態」とは、「需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感」(同条4項)をいい、商品の個々の構成要素を離れた商品全体の形態をいう。また、特段の資力や労力をかけることなく作り出すことができるありふれた形態は、同号により保護される「商品の形態」に該当しないと解される。」

(実質的同一性について)

「原告商品1と被告商品1は、その基本的形態において一致しており、具体的形態についてもスカートのギャザーの数、位置について一致しており、原告商品1と被告商品1の形状はほぼ同一であるといえる。原告商品1と被告商品1では、ビジュが2列なのか3列なのかという違いはあるものの、需要者に対して、いずれのドレスについても首回りを複数列のビジュで飾られているとの印象を与えるものであり、大きな印象の違いは与えない。谷間ホルのサイズ、バスト横のシームの有無、ウエストのシームの位置もいずれも商品の一部分の大きくない違いであり、ドレス全体の印象に大きな影響を与えるとはいえない。背面のファスナー及びホックや肩紐の太さについては、指摘されてようやく気付く程度のささいな違いで

あるといえる。原告商品1と被告商品1は、被告商品1の方が明るい赤色をしているが、同一商品の色違いであるとの印象を与えるにすぎない。」

「原告商品1の形態はありふれたものではなく、原告商品1と被告商品1は、基本的な形態が一致し、相違する具体的な形態は、需要者が通常の用法に従った使用に際してこれらの違いを直ちに認識することができるまでとはいえないものであって、原告商品1と被告商品1の形態は実質的に同一であるといえる。」

(依拠性について)

「原告は、…原告各商品の発売に先立って、それぞれ、その約2か月前に、商品の広告のために、…デザイン上の特徴が見て取れる写真5枚が掲載された絵型を取引先に配布しており、当該配布先の中には被告が含まれていたこと…、被告が、平成31年2月15日に原告商品1を仕入れ…、ことが認められる。」

「…被告商品1から5について、いずれも対応する原告各商品が発売されてしばらくして販売を開始することが繰り返されていること…に販売が開始されていることからすると、被告が、偶然、被告商品1から5という、原告商品1から5と実質的に同一の形態の商品を入手して販売したとは考え難く、被告において原告商品1から5のデザインを認識した上で、これと実質的に同一の形態のドレスの製作を指示する等してこれらを入手し、販売したことが推認できる。」

「…被告商品1から5は、被告が製作等を指示するなどして、原告商品1から5に依拠して製作されたものであり、被告はこれを輸入、販売したと認められる。」

(4) 大阪地裁令和5年10月31日判決(令和4年(ワ)第6582号 販売差止等請求事件)

本件は、婦人服(「原告各商品」)を販売する原告が、婦人服(「被告各商品」)を販売する被告に対し、被告各商品は原告各商品の形態を模倣した商品であり、被告による被告各商品の販売は不競争法2条1項3号の不正競争に該当すると主張して、被告各商品の販売等の差止め等を求める事案である。原告各商品のうち原告商品1の1、被告各商

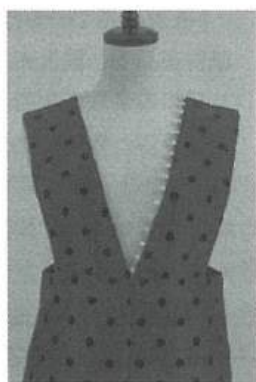
品のうち被告商品1の1は以下のとおりである。

原告商品1の1

正面



パールの装飾部拡大



被告商品1の1

正面



パールの装飾部拡大

本判決は、以下のとおり判示し、原告商品1と被告商品1の実質的同一性を否定した。

(実質的同一性について)

「原告商品1の形態と被告商品1の形態を比較すると、…両者は、①光沢や質感(形態B)、②肩紐の長さ(約30センチメートルか約35センチメートルか。形態C)、③パール装飾の端の位置(ウエストであるかウエスト付近であるか。形態D)、④スカートの型(ややフレア型かフレア型か)において相違する。」

「上記②ないし④の各相違点は、需要者において判別が容易とはいえない程度の差異であり、商品全体の形態の実質的同一性の判断に強く影響す

るようなものではなく、商品全体からみると些細な相違にとどまる。しかし、上記①の相違点については、衣服の形態模倣の検討にあたって商品の「光沢及び質感」(法2条4項)も比較対象となると解されるところ、原告商品1の本体には、「ポリエステル100%」の二重織サテン生地が用いられ…、これにより光沢及びつや感のある質感となっている(形態B)のに対し、被告商品1の本体には、上記素材とは大きく異なる「ポリエステル63%、レーヨン32%、ポリウレタン5%」のギャバジン生地が用いられ…、光沢及びつやのない質感となっており(形態b)、この相違点は、商品全体に対して需要者の受ける印象に相当程度影響するというべきである。

以上によれば、原告商品1と被告商品1の形態が実質的に同一であると認めることはできない。」

(5) 東京地裁令和5年11月29日判決(令和5年(ワ)第4333号 損害賠償請求事件)

本件は、原告がパッケージに入ったマスク(パッケージとマスクが一体となった商品として「原告商品」)を製造、販売していたところ、被告が製造、販売したパッケージに入ったマスク(パッケージとマスクが一体となった商品として「被告商品」)が原告商品を模倣したものであり、被告による被告商品の販売が不競法2条1項3号の不正競争行為、不法行為に当たるとして、被告に対し損害賠償請求する事案である。

本判決は、以下のとおり判示し、原告商品と被告商品の実質的同一性及び依拠性をいずれも認めた。本判決は、マスクとそのパッケージを一体として商品とした点が注目される。

(商品の形態について)

「原告商品及び被告商品につき、パッケージの中の不織布製の多数枚(50枚)のマスクは、その性状からもそれぞれのマスク単体ではなくパッケージに入った状態で流通し、販売されて消費者がこれを購入することが予定されており、原告商品及び被告商品のパッケージ全体は、中に入ったマスクと一体となって「商品」を構成し、そのパッケージのデザインは、商品の「模様、色彩」に当

たるとするのが相当と解する。」

(実質的同一性について)

「原告商品と被告商品は、そのパッケージの基本的なデザインが同じであるほか、マスクの写真に付されたポップアップのデザイン及び説明文言、商品特徴の説明文言及び配置、商品の特徴を列挙している4つのブロックを青色の線が貫くデザイン等の細かい点まで一致している。原告商品と被告商品のパッケージは、商品名やロゴ、販売元に関する記載等について一部異なる点があるものの、それらの記載等が商品全体において占める部分は非常に小さく、全体的な印象に与える影響は限定的であり、原告商品と被告商品の形態は実質的に同一であるというべきである。」

(依拠性について)

「被告商品は原告商品の後に発売されたものであり、原告商品と被告商品のパッケージは細部まで一致している。また、原告商品のマスクの画像に付されたポップアップの誤記(「側は肌にやさしい滑らか素材」との記載について、原告は、「内側は肌にやさしい滑らか素材」とすべきであったところ誤植したと述べる。)が被告商品にもそのままあり(被告商品の記載も「側は肌にやさしい滑らか素材」との記載である。)、被告商品では、商品名として、上面及び長方形面1、略正方形面の一方では「不織布マスク」と記載されているものの、略正方形面の他方及び長方形面2では「らくらくマスク」(原告商品の商品名)と記載されていて、これらは、いずれも原告商品の記載をそのまま利用してしまい、変更することを失念したものと推認できることを考慮すると、被告商品は原告商品に依拠して製造されたものと認められる。」

(6)大阪地裁令和5年12月4日判決(令和4年(ワ)第3577号 不正競争行為差止等請求事件)

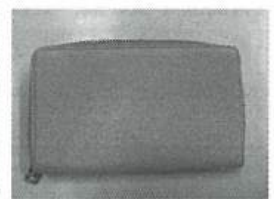
本件は、原告が、被告各商品は原告各商品を模倣したものであり、被告による被告各商品の販売は不競法2条1項3号の不正競争に該当すると主張して、被告に対し、被告各商品の販売等の差止めを求める事案である。原告各商品のうち原告商品1、被告各商品のうち被告商品1は以下のとお

りである。

原告商品1(通帳ケース)



(正面)

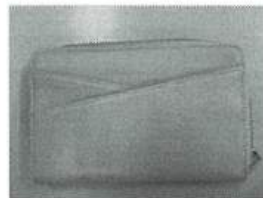


(背面)



(内部)

被告商品1(通帳ケース)



(正面)



(背面)



(ケース内部)

本判決は、以下のとおり判示し、原告商品1と被告商品1の実質的同一性及び依拠性をいずれも認めた。

(実質的同一性について)

「原告商品1と被告商品1は、通帳ケースの外側のすべての形態(通常全体の大きさ及び形状、正面外側部に設けられたポケットの形状、大きさ及び位置、背面部の形状)、マチ部の上面及び側面部のすべての形態(開閉可能なファスナーの配置)及び内部の形態の大部分(仕切り板の枚数及び大きさ、内側ポケットの数)において共通しているから、各商品から受ける商品全体としての印象が共通し、両商品の商品全体の形態が酷似しているといえる。他方で、上記のとおり、両商品は、正面側及び背面側の各外装部裏面の裏面ポケット

の有無、各外装部裏面の表面に設けられたカード等を収納するための小サイズのポケットの数（原告商品 1 は 6 個、被告商品 1 は 4 個）及び配置位置（高さ約 1 ないし 2 センチメートルの範囲内）の点で相違するが、いずれも些細な差異であり、商品の全体的形態について需要者に与える印象に影響するようなものではない。

したがって、原告商品 1 と被告商品 1 の形態は実質的に同一であると認められる。」

（依拠性について）

「原告は、遅くとも令和 3 年 6 月 22 日から、第

三者が自由に閲覧可能な EC サイトである楽天市場で原告商品 1 を販売しており、被告において容易に原告商品 1 にアクセス可能であったといえ、証拠…によれば、実際に、被告代表者が令和 3 年 8 月 7 日に原告商品 1 を購入した事実が認められる。また、…被告商品 1 の販売開始時期は原告商品 1 の販売開始から約 8 か月後の令和 4 年 2 月 25 日である。

以上によれば、被告商品 1 は原告商品 1 に依拠して製造販売されたと認められる。」

— おわり —